

# マイクロチップ装着の制度化への対応

## 法・基本指針改正の内容

### 動物愛護管理法

- **犬猫等販売業者（繁殖業者、ペットショップ等）の責務**
  - ・マイクロチップの装着、登録（義務）
  - ・マイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた場合の変更登録（義務）
- **一般所有者の責務**
  - ・マイクロチップの装着、登録（努力義務）
  - ・マイクロチップを装着した犬猫を譲り受けた場合の変更登録（義務）
- **狂犬病予防法に基づく犬の登録の特例〈ワンストップサービス化〉**
  - ・マイクロチップ装着に伴う犬の情報登録時には、市町村長に通知
  - ・装着されたマイクロチップは、狂犬病予防法上の鑑札とみなされる

**令和4年6月1日 施行**

### 基本指針

- 犬又は猫について、地方公共団体からの譲渡時、及び動物取扱業者からの販売時等において、マイクロチップの装着等による所有明示措置を推進
- 義務化対象外の犬又は猫の所有者に対し、マイクロチップの装着をはじめとする所有明示措置の必要性に関して啓発を推進

### 審議会委員からの主な御意見

- リーフレット等を作成し、保健所や動物取扱業事業所で配布。SNSの活用。
- マイクロチップ装着を誘導するような支援措置を行政として実施すべき。
- 他の標識（個体写真、犬種等、鑑札）と組み合わせて飼い主に信頼を得る。また、国、自治体で統一した管理をすることも信頼につながる。
- マイクロチップ挿入医療に限らない、装置装着の普及啓発の検討。

### 東京都の取組状況

- **区市町村医療包括補助事業（平成19年度開始）**  
犬猫等のマイクロチップ装着への助成、マイクロチップリーダーの設置、身元表示の普及啓発等に取り組む区市町村を支援
- **譲渡対象動物へのマイクロチップ装着（令和2年度開始）**  
動物愛護相談センターから譲渡する動物にマイクロチップを装着する事業を開始

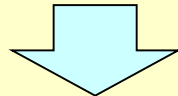
## 東京都の取組の方向性(案)

### ＜法改正により課せられる義務・努力義務への対応＞

監視・助言・指導の実施主体は都（八王子市を除く）

	犬・猫繁殖業者 ペットショップ	第二種取扱業者等	一般飼い主 動物愛護団体
装着・登録 （義務）	○		
装着・登録 （努力義務）		○	○
変更登録* （義務）	○	○	○

※ マイクロチップ装着済みの犬猫を譲り受けた所有者は、譲り受けた日から30日以内に登録情報を変更しなければならない  
 { 登録情報：氏名、住所、電話番号、犬猫の所在地、  
 マイクロチップの識別番号 等 }



- ① **動物取扱業者に対する監視・指導の強化**  
動物取扱責任者研修における周知や監視指導による徹底
- ② **制度の定着に向けた啓発の展開**  
区市町村やペットショップ、動物病院等の関係者と連携した啓発を推進

**具体的な取組は、政省令等の改正を踏まえ検討**

### ＜参考情報＞

**マイクロチップを装着している飼い主の割合**  
**犬：28.6%**      **猫：14.8%**  
 出典：令和元年 全国犬猫飼育実態調査  
 （一般社団法人ペットフード協会）